

個人情報保護規程

平成17年 1 月13日

規程第 3 号

改正 平成17年11月 8 日規程第21号
平成27年 3 月18日規程第 3 号
平成28年 3 月30日規程第 2 号
平成30年 2 月21日規程第 1 号
令和 4 年 5 月 9 日規程第 9 号
令和 6 年 3 月 6 日規程第 3 号

平成19年 3 月30日規程第 5 号
平成28年 1 月27日規程第 1 号
平成28年 4 月28日規程第 1 号
令和 2 年 3 月31日規程第 7 号
令和 5 年 3 月30日規程第 9 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 管理体制（第 3 条―第 10 条）
 - 第 3 章 教育研修（第 11 条）
 - 第 4 章 役職員の責務（第 12 条）
 - 第 5 章 病院の運営の業務に係る義務等（第 12 条の 2―第 12 条の 19）
 - 第 6 章 その他の業務に係る義務等（第 12 条の 20―第 12 条の 33）
 - 第 7 章 保有個人情報の取扱い（第 13 条―第 18 条の 7）
 - 第 8 章 情報システムにおける安全の確保等（第 19 条―第 29 条の 2）
 - 第 9 章 情報システム室等の安全管理（第 30 条・第 31 条）
 - 第 10 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第 32 条・第 33 条）
 - 第 11 章 安全確保上の問題への対応（第 34 条・第 35 条）
 - 第 12 章 監査及び点検の実施（第 36 条―第 38 条）
 - 第 13 章 行政機関等匿名加工情報の提供等（第 38 条の 2―第 38 条の 16）
 - 第 14 章 雑則（第 39 条―第 40 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、デジタル社会の進展に伴い独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）において個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、機構における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 機構における個人情報の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、関係法令に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の定義については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条、第 16 条及び第 60 条の定めるところによる。

- (1) 「保有個人情報」とは、個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち機構が保有しているものをいう。
- (2) 「保有個人情報等」とは、前項に規定する保有個人情報及び個人情報保護法第 2 条第 5 項から第 7 項までに規定する仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報のうち機構が保有しているものをいう。
- (3) 「役職員」とは、役員及び職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号）、嘱託就業規則（平成 16 年規程第 3 号）、定年後再雇用職員就業規則（平成 18 年規程第 8 号）、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員就業規則（平成 28 年規程第 3 号）及び独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所非常勤職員就業規則（平成 28 年規程第 4 号）の適用を受ける職員並びに保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者をいう。
- (4) 「本部」及び「施設」とは、労働者健康安全機構法人文書管理規則（平成 23 年規程第 5 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する組織をいう。
- (5) 「部課」とは、労働者健康安全機構法人文書管理規則第 2 条第 7 号に規定する本部に置かれる課及び室並びに施設に置かれる部、課、室、センター、グループ及び部門をいい、「部課長」とは、これらの長をいう。

第 2 章 管理体制

（総括保護管理者）

第 3 条 機構に、総括保護管理者を 1 名置くこととし、総務担当理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たるものとする。
- 3 総括保護管理者は、前項に規定する事務のうち、施設に関する事務を次条に規定する当該施設の拠点個人情報保護管理者に行わせることができる。

（拠点個人情報保護管理者）

第 4 条 本部及び施設に、拠点個人情報保護管理者（以下「拠点管理者」という。）を 1 名置くこととし、本部においては総務部長、施設においては施設長をもって充てる。

- 2 拠点管理者は、本部又は施設における保有個人情報等の管理に関する事務について総括保護管理者を補佐するものとする。

（保護管理者）

第 5 条 保有個人情報等を取り扱う部課に、保護管理者を 1 名置くこととし、当該部課長又はこれに代わるものをもって充てる。

- 2 保護管理者は、部課における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たるものとする。
- 3 保護管理者は、保有個人情報等を情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で保有個人情報等に係る業務処理を行うものをいう。以下同じ。）で取り扱う場合、当該情報システムセキュリティ管理者と連携して、その任に当たるものとする。

（保護担当者）

第 6 条 保有個人情報等を取り扱う部課に、保護担当者を 1 名置くこととし、当該部課の保護管理者が指名する者をもって充てる。

- 2 保護担当者は、保護管理者の命を受けて、当該保護管理者の事務を補佐するものとする。

（事務取扱担当者）

第6条の2 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う部課の保護管理者は特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

（事務取扱担当者の監督）

第6条の3 保護管理者は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（組織体制）

第6条の4 拠点管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

- （1）事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
- （2）特定個人情報の情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制
- （3）特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- （4）特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（監査責任者）

第7条 機構に、監査責任者を1名置くこととし、内部監査室長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たるものとする。
- 3 監査責任者は、必要と認めるときは、監査副責任者を置くことができる。
- 4 監査副責任者は、監査責任者の命を受けて、監査責任者が行う監査を補佐するものとする。

（相談窓口）

第8条 本部及び施設に相談窓口を置くこととし、本部においては総務課に、施設においては各施設がその実情に応じて適当と判断する部署に設置するものとする。

- 2 相談窓口は、本部又は施設における保有個人情報等の取扱いに関する苦情等の申出があった場合に、適切かつ迅速に処理するものとする。

（保有個人情報等の適切な管理のための委員会）

第9条 総括保護管理者は、機構における保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うために必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催するものとする。

（個人情報ファイル簿）

第10条 本部総務課に個人情報保護法第75条に規定する個人情報ファイル簿（様式1）を備えるものとする。

- 2 総括保護管理者は、本部及び施設の保有個人情報等について個人情報ファイル簿を整備し、機構のホームページにおいて公表するとともに、本部及び施設の相談窓口に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 拠点管理者は、次の各号に該当することとなった場合には、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。
 - （1）個人情報ファイル簿の作成が必要となる保有個人情報等を新たに取得したとき。
 - （2）個人情報ファイル簿の記載事項を修正する必要があるとき。
 - （3）保有個人情報等が個人情報ファイル簿の対象外となったとき。

第3章 教育研修

(教育研修)

- 第11条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 4 拠点管理者は、本部又は施設における保有個人情報等の取扱状況等を踏まえ、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、個人番号その他の個人情報の保護又は保有個人情報等の適切な管理のための必要な教育研修を行うものとする。
- 5 保護管理者は、当該部課の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者等の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 役職員の責務

(役職員の責務)

- 第12条 役職員は、関連する法令及びこの規程その他の規程等の定め並びに総括保護管理者、拠点管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。
- 2 役職員又は役職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第5章 病院の運営の業務に係る義務等

(適用の特例)

第12条の2 労災病院（吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。以下同じ。）が行う病院の運営の業務については次条から第12条の19までの規定を適用する。

(利用目的の特定)

- 第12条の3 役職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第12条の4 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 役職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第12条の5 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第12条の6 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護施行規則第3号。以下「個人情報保護施行規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合

(7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護施行令」という。）第9条で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第12条の7 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電

磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第12条の8 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。
(安全管理措置)

第12条の9 役職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
(役職員の監督)

第12条の10 拠点管理者は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
(委託先の監督)

第12条の11 役職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
(漏えい等の報告等)

第12条の12 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護施行規則第7条で定めるものが生じたときは、個人情報保護施行規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、機構が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護施行規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、保護管理者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、個人情報保護施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措

置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第12条の13 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 拠点管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第12条の6第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う場合において、労災病院にあつては当該病院の名称及び住所並びに拠点管理者（以下この条、第12条の16第1項第1号において同じ。）の氏名
- (2) 第三者への提供の利用目的（利用目的が具体的に分かる内容とすること。）
- (3) 第三者に提供される個人データの項目（具体的に列挙すること。）
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨
- (7) 本人の求めを受け付ける方法（例：郵送、メール送信、ホームページ上の指定フォームへの入力等）
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項

イ 第三者に提供される個人データの更新の方法

ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 拠点管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者

に該当しないものとする。

- (1) 機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って委託先に当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って事業の承継先へ個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 拠点管理者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 6 拠点管理者は、個人情報保護法第27条第1項第3号から第7号までの規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 7 拠点管理者は、個人情報保護法第27条第1項第3号から第7号までの規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 8 拠点管理者は、個人情報保護法第27条第1項第4号の規定に基づき、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第12条の14 拠点管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第12条の17第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護施行規則第15条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて機構が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 拠点管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。
- 3 拠点管理者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続

的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条の15 拠点管理者は、個人データを第三者（個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第12条の17第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第12条の13第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第12条の13第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 拠点管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第21条で定める期間保存するものとする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条の16 拠点管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第12条の13第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 拠点管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成するものとする。

3 拠点管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第25条で定める期間保存するものとする。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第12条の17 拠点管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第12条の13第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護施行規則第26条で定めるところにより確認することをして、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が機構から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護施行規則第17条第1項及び第2項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第12条の14第3項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項までの規定は、第1項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この

場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第12条の18 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

2 拠点管理者は、管下の役職員が仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。

3 役職員は、第12条の4の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第12条の3第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第12条の7の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表」とあるのは「公表」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 役職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めるものとする。

6 役職員は、第12条の13第1項及び第2項並びに第12条の14第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第12条の13第4項中「前各項」とあるのは「第12条の18第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第12条の15第1項ただし書中「第12条の13第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第12条の13第1項各号のいずれか）」とあり、及び第12条の16第1項ただし書中「第12条の13第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第12条の13第4項各号のいずれか」とする。

7 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第12条の3第2項及び第12条の12までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第12条の19 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第12条の13第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第12条の19第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。

3 第12条の9から第12条の11まで、並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第12条の9中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第6章 その他の業務に係る義務等

（適用の特例）

第12条の20 労働安全総合衛生研究所、産業保健総合支援センター、看護専門学校、労災疾病センター、治療就労両立支援センター、納骨堂、機構本部が行う業務については次条から第12条の33までの規定を適用する。

（個人情報の保有の制限等）

第12条の21 役職員は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 役職員は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第12条の22 役職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第12条の23 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第12条の24 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第12条の25 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条の26 役職員は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第12条の27 個人情報の取扱いに従事する役職員若しくは役職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第12条の28 総括保護管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則第43条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第44条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、総括保護管理者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第45条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条の29 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 機構が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 拠点管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的

以外の目的のための機構の内部における利用を特定の部局は又は役職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第12条の30 拠点管理者は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第12条の31 拠点管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人情報保護法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第46条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第12条の29第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 拠点管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則第47条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 拠点管理者は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第12条の29第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則第48条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。
- 4 拠点管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 5 拠点管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 6 拠点管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第12条の32 拠点管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情

報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第12条の33 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 拠点管理者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第12条の18第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、役職員から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第7章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第13条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第14条 職員が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要最小限の範囲においてこれらを行うとともに、漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第15条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第16条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

2 保護管理者は、アクセス権限を有する職員以外の者が前項に規定する媒体にアクセスすることがないよう、適切な保管場所の確保に努めるものとする。

(廃棄等)

第17条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、各部課に個人情報管理簿（様式2）を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第18条の2 特定個人情報等を取り扱う部課の保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(個人番号の利用の制限)

第18条の3 特定個人情報等を取り扱う部課の保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第18条の4 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条の5 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第18条の6 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第18条の7 特定個人情報等を取り扱う部課の保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第8章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第19条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第24条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報

等を用いる。以下同様。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等の措置を講ずるものとする。

（アクセス記録の取得等）

第20条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第20条の2 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第20条の3 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第21条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えいの防止）

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第22条の2 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。

- 2 保護管理者は、前項の保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。）を行うものとする。

（入力情報の照合等）

第 24 条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第 25 条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、原本と分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第 26 条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第 27 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第 28 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込むではない。

(第三者の閲覧禁止)

第 29 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 29 条の 2 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

第 9 章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第 30 条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者の識別、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能の設定、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等の措置を講ずるものとする。

(保管施設の管理)

第 30 条の 2 保護管理者は、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（第 4 項において「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。

(情報システム等の管理)

第31条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第10章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第32条 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
(業務の委託等)

第33条 保有個人情報等の取扱いに係る業務（行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を含む。以下この条において同じ。）を外部に委託する場合には、個人情報及び行政機関等匿名（以下この条において「個人情報等」という。）の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任の措置その他必要な事項

(7) その他必要な事項

3 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認した上で、契約書に前項に掲げる事項に加え、次に加える事項を明記するものとする。

(1) 情報漏えい等事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項

(2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項

(3) 特定個人情報を取扱う従業者の明確化及び従業者に対する監督・教育に関する事項

(4) 契約内容の遵守状況についての報告の求めに関する事項

(5) 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる旨

4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

5 個人番号関係事務の全部又は一部を外部に委託をする場合には、委託先において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 6 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様としなければならない。
- 7 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。
- 8 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するとともに、労働者派遣契約が、個人情報等の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする。
- 9 保有個人情報等を提供又は保有個人情報等を取扱う業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第11章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第34条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候等を把握した場合及び事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。この場合において、職員は、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、発生した事案の内容、経緯、被害状況等を調査し、拠点管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 拠点管理者は、前項の報告を受けた場合には、速やかに総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 6 総括保護管理者は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、速やかに個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 7 保護管理者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第35条 拠点管理者は、総括保護管理者と協議の上、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡の対応等の措置を講じなければならない。

- 2 前項の公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。
- 3 拠点管理者は、行政機関等匿名加工情報について、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に事案の概要等を報告するものとする。
- (1) 第32条の2第2項、第34条第3項又は第4項の報告をするとき。
- (2) 前条又は第1項の措置を講じたとき。
- (3) 契約相手方が個人情報保護法第120条各号のいずれかに該当すると認められ、契約を解除しようとするとき又は解除したとき。

第12章 監査及び点検の実施

(監査)

第36条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、この規程に係る措置の状況を含む機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第37条 保護管理者は、部課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を拠点管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第38条 総括保護管理者、拠点個人情報保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価し、必要があると認めるときは、職員への教育研修の実施及び業務改善等を行うものとする。

第13章 行政機関等匿名加工情報の作成等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第38条の2 役職員は、第38条の2から第38条の16までの規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第38条の2から第38条の16までにおいて同じ。）を作成することができる。

- 2 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合（第38条の2から第38条の16の規定に従う場合を含む。）
- (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 38 条の 3 拠点管理者は、機構が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第 38 条の 5 第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第 38 条の 5 第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第 38 条の 4 拠点管理者は、個人情報保護委員会規則第 53 条で定めるところにより、定期的に、機構が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。第 38 条の 2 から第 38 条の 16 までにおいて同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 38 条の 5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した様式 3 を機構に提出してしなければならない。代理人によって提案する場合にあっては、様式 3 に当該代理人の権限の証する書面を添え行うものとする。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 38 条の 9 第 1 項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則第 54 条第 3 項で定める事項

3 前項の様式 3 には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則第 54 条第 4 項で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第 1 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式 4（第 38 条の 11 第 2 項で準用する場合を含む。））

(2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第 38 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障により前条第 1 項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則第 55 条で定めるもの

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- (5) 第38条の13の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(提案の審査等)

第38条の7 拠点管理者は、第38条の5第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第38条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第38条の5第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第38条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第38条の9第1項の基準に適合するものであること。
- (4) 第38条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第38条の5第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- (6) 第38条の5第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則第58条で定める基準に適合するものであること。

2 拠点管理者は、前項の規定により審査した結果、第38条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、様式5（第38条の11第2項で準用する場合を含む。）により作成した第38条の8の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込に関する書類及び当該契約の締結に関する書類を添えて様式6の通知書により当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 拠点管理者は、第1項の規定により審査した結果、第38条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、様式7により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第38条の8 前条第2項の規定による通知を受けた者は、第38条の7第2項の書類を提出することにより、機構との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

- 2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第 112 条第 2 項第 7 号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第 38 条の 9 拠点管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第 62 条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工させるものとする。

- 2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 38 条の 10 拠点管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- （2）次条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- （3）次条第 1 項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第 38 条の 11 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1 号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 38 条の 8 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第 38 条の 5 第 2 項及び第 3 項並びに第 38 条の 6 から第 38 条の 8 までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 38 条の 5 第 2 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに」と、同項第 4 号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 38 条の 9 第 1 項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第 8 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から前号まで」と、同条第 3 項中「様式 3」とあるのは「様式 8」と、第 38 条の 7 第 1 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに」と、同項第 7 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び前 3 号」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、「様式 6」とあるのは「様式 9」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、「様式 7」とあるのは「様式 10」と読み替えるものとする。

（手数料）

第 38 条の 12 第 38 条の 8 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を機構と締結する者は、個人情報保護施行令第 29 条第 1 項で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第2項において準用する第38条の8の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を機構と締結する者は、政令で定めるところにより、個人情報保護施行令第29第2項で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第38条の13 機構は、第38条の8の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第38条の6各号(第38条の11第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第38条の14 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 拠点管理者は、行政機関等匿名加工情報、第38条の2第4項に規定する削除情報及び第38条の9第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第65条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(役職員の義務)

第38条の15 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する機構の役職員若しくは役職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は機構において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第38条の16 拠点管理者は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

- 2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 拠点管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前2項の規定は、機構から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第14章 雑則

（院長の専決事項）

第39条 個人情報保護法第76条、第90条又は第98条に基づき、開示請求、訂正請求又は利用停止請求がなされた場合において、当該請求に係る保有個人情報が労災病院（吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。以下同じ。）を受診した患者に係る診療情報であるときには、当該請求に関する決定（個人情報保護法第82条、第93条又は第101条における決定をいう。この条において同じ。）は、当該労災病院の院長の専決とする。

- 2 院長は、前項の規定に基づき決定をしたときは、必要な書類を付して、直ちに請求事案の概要を理事長に報告しなければならない。

- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、これに基づき開示請求者等に決定の通知をするものとする。

（行政機関との連携）

第39条の2 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、厚生労働省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第39条の3 拠点管理者は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第38条の5第1項若しくは第38条の11第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、機構が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（その他必要事項）

第40条 この規程に定めるもののほか、本部の保有個人情報の管理に必要な事項については理事長が、施設の保有個人情報の管理に必要な事項については施設長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、特定個人情報等の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月8日規程第21号）

この規程は、平成17年11月8日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第5号）

この規程は、組織規程の一部を改正する規程（平成19年規程第1号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日規程第1号）

この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規程第 7 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 9 日規程第 9 号）

この規程は、令和 4 年 5 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規程第 9 号）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 6 日規程第 3 号）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 個人情報保護法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 個人情報保護法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
個人情報ファイルが個人情報保護法第60条第3項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

(様式2)

個 人 情 報 管 理 簿

部

課 (室)

保護管理者氏名

1 保有個人情報の概要

	登 録 年 月 日	年 月 日
	変 更 年 月 日	年 月 日
	終 了 年 月 日	年 月 日
業 務 の 名 称		
保 有 個 人 情 報 の 名 称		
記 録 の 範 囲		
媒 体 の 種 別	1 電算処理 2 マニュアル処理	
媒 体 の 保 管 場 所		
媒 体 の 保 管 方 法		
パ ス ワ ー ド 等 の 有 無	有 () ・ 無	
パ ス ワ ー ド 等 の 管 理 に 関 する 定 め の 有 無	有 () ・ 無	
ア ク セ ス 記 録 の 有 無	有 () ・ 無	
バ ッ ク ア ッ プ の 有 無	有 ・ 無	
バ ッ ク ア ッ プ 媒 体 の 種 別	1 電算処理 2 マニュアル処理	
バ ッ ク ア ッ プ 媒 体 の 保 管 場 所		
廃 棄 年 月 日	年 月 日	
廃 棄 方 法		
備 考		

2 アクセス権限を有する職員

[illegible]

3 保有個人情報²の複製、送信、外部への送付又は持出し等

[illegible]

4 保有個人情報²の誤り、欠損等の訂正、追加、削除等

[illegible]

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人労働者健康安全機構 殿

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第3号）第38条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、機構において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する ☐ のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

誓 約 書

年 月 日

独立行政法人労働者健康安全機構 殿

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

印

独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 5 第 3 項、第 38 条の 11 第 2 項において準用する第 38 条の 5 第 3 項の規定により提案する者（及びその役員）が、第 38 条の 6 各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

独立行政法人労働者健康安全機構 殿

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程
（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 8、第 38 条の 11 第 2 項で準用する第 38 条の 8 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程による様式 6 により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人労働者健康安全機構 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

独立行政法人労働者健康安全機構との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、以下 2 に従って手数料を納付の上、機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 7 第 2 項に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人労働者健康安全機構 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人労働者健康安全機構 殿

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

印

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 11 第 1 項前段、第 38 条の 11 第 1 項後段の規定により、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
 - （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号。以下「規程」という。）第 38 条の 10 の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（規程第 38 条の 11 第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人労働者健康安全機構 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）（以下「規定」という。）

第 38 条の 11 第 2 項で準用する第 38 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

独立行政法人労働者健康安全機構との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、以下 2 に従って手数料を納付の上、規程第 38 条の 7 第 2 項に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人労働者健康安全機構 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）（以下「規程」という。）第 38 条の 11 第 2 項で準用する第 38 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が規程第 38 条の 11 第 2 項で準用する第 38 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人労働者健康安全機構の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 3 号）第 38 条の 11 第 2 項で準用する第 38 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。